

## 《資料2》 NPO施策に関する他業態等の動向

### 1. 地方銀行

地銀では宮崎太陽銀行が2003年10月、NPO支援貸付「ボランティア」を開始した。この商品は、無担保・無保証であることが特徴である。(融資利率は7.0%に設定しているが、県社協の利子補填制度を利用すれば、利子分の8割程度の助成を受けることができる) この商品は2004年5月現在、4件・300万円の実績がある。(注1)

また、近時のリレーションシップバンキング対応を踏まえ、福島銀行の「創業・新規事業応援ローン」のように、近時増加している創業者向けローンの対象にNPOを加えている事例もある。さらに、山形しあわせ銀行が2004年7月に環境ビジネスのNPO法人に無担保での融資を決めたように、個別対応によるNPOへの融資も見られる。(注2)

一方、西京銀行の「しあわせ市民バンク」は後述する「市民バンク」と同様のスキームで、市民事業向けの開業資金を取り扱っている。

(注1) asahi.comの記事による。(http://www.asahi.com/money/kaisetsu/TKY200405290210.html)

(注2) ニッキン2004年7月16日号21ページ。

### 2. 信託銀行

#### (1) 中央三井信託銀行のNPOとの遺言信託業務による提携

信託銀行では中央三井信託銀行が、2004年6月からNPOと遺言信託業務で提携を始めている。(注1) この業務における同行との提携先NPOは2004年10月5日現在、以下の3つである。

- ・日本国連HCR協会
- ・人道目的の地雷除去支援の会
- ・国境なき医師団日本

この業務提携のスキームは以下の通りである。(注1)

- ① 提携先NPOの活動に賛同する個人は、提携先に遺贈による寄付の申し出、相談を行う。
- ② 提携先NPOは、遺贈希望者の同意を得たうえで同行を紹介する。
- ③ 同行の専門スタッフは遺贈希望者に対し、提携先への遺贈を含む遺言書作成全般にわたるコンサルテーションを行う。
- ④ 同行は、作成された遺言書の保管と将来の遺言執行を一貫して引き受ける。
- ⑤ そして、遺言執行時には相続財産の一部が提携先NPOに遺贈されることで、遺贈希望者の意思による人道(ないし難民)支援の寄付が実現する。

(注1) 上記の記述は、以下のプレスリリースを参考にして作成した。

<http://www.mitsustrust-fg.co.jp/new/pdf/040921.pdf>

<http://www.mitsustrust-fg.co.jp/new/pdf/040622.pdf>

#### (2) 労働金庫への応用の可能性

NPOが日本に紹介された当時から、アメリカにおける遺贈によるNPOへの寄付は、いわゆる「寄付の文化」の象徴として喧伝されてきた。上記の中央三井信託銀行の事例を見ると、日本でもそうした

「寄付の文化」が根付き始めたことを感じさせる。また、①NPOへの寄付をてこにして、結局信託銀行は相続財産全体にわたって遺言信託による管理を実現できる点、②このスキームを通じて提携先NPOと信託銀行の間に強固な信頼関係が形成される点、といった副次的効果も見逃せない。

こうしたことを踏まえ、今後の高齢社会への対応をも展望すれば、労働金庫の信託業務参入が有力な選択肢として見えてくると考えられる。

この点、信託業については、「信託業のあり方に関する中間報告書」（2003年7月28日、金融審議会金融分科会第二部会）（注2）で規制緩和の方向が打ち出されており、これを受けて3月5日に信託業法改正案が国会に提出されている。（2004年10月5日現在審議中）（注3）

遺言信託業務については、現在は専門信託のみ認められており、労働金庫は本体・子会社のいずれでも参入できない。また、今回の信託業法改正案にも、遺言信託業務の規制緩和は盛り込まれていない。しかし、前述の「信託業のあり方に関する中間報告書」（22ページ）では、遺言信託業務について以下のように述べている。

「専門信託銀行等に対してのみ認められている遺言関連業務について、国民の金融ニーズに応えるとの観点から、当該業務を取り扱える者の範囲を拡大するとともに、当該業務に係る取次業務を認めてはどうかとの意見があった。この点については、信託業に係るサービスの提供チャンネルを拡大し利用者のアクセスの向上に資することから、本業との親近性等にも十分留意し、検討が進められるべきである。」

上記の記述は「本業との親近性」というところが不明確な感はあるものの、他業態の遺言関連業務参入に前向きな判断をしているように読める。とすると、将来的には、労働金庫にも（信託業務参入を前提に）遺言関連業務が認められる可能性は十分ある。今後、労働金庫が信託業務参入を検討する際には、こうした将来的な可能性も踏まえた議論が求められる。

（注2）同報告書は以下のURLからダウンロードできる。

（フルペーパー）[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/gijiroku/014/03091701/006.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/014/03091701/006.pdf)

（概要）[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/gijiroku/014/03091701/005.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/014/03091701/005.pdf)

（注3）現在審議中の信託業法改正については、[http://www.fsa.go.jp/houan/159/hou159\\_05a.pdf](http://www.fsa.go.jp/houan/159/hou159_05a.pdf)を参照。

### 3. 信用金庫

#### （1）信用金庫における市民事業向けローンの現状

信用金庫業態では、先行している奈良中央・永和（大阪府）・岐阜・金沢・長野等に加え、2003年度には新庄（山形県）・多摩中央（東京都）・東濃（岐阜県）・さわやか（東京都）・北陸・沼津の5金庫、2004年には水戸（6月）、福島（6月15日）、青梅（東京都＝6月25日）、佐野（栃木県＝8月2日）がNPO（市民事業）向けローンを開始した。また、西武信用金庫（東京都）もコミュニティビジネス向けローンを開始している。これにより、現在確認できているだけで16の信用金庫が市民事業向けの融資制度を持っていることになる。（注1、注2）

特徴的な取り組みとしては、福島信用金庫のコミュニティビジネス向け融資制度である「わくわく・SHOP」は、対象をNPO法人だけでなく、企業組合や任意団体に広げている。また、佐野信用金庫の「さのしんNPOサポートプラン」は、法人格取得後1年未満のNPO法人も対象にしている。（注1）

商品だけではなく、金融面以外でNPOとの協働が進んでいるのも最近の特徴である。奈良中央信用金庫では、奈良NPOセンターとの協働による助成制度「なら未来創造基金」（注2）、NPO向けの会計セミナーの開催（注4）、奈良たんぼぼの家による全国初の障害のある人たちのアートセンター「HANNA」の建設への協力（注5）と、多彩な取り組みを進めている。また、城北信用金庫（東京都）は、2003

年 3 月に、経済産業省関東経済産業局のコミュニティビジネス（CB）・NPO活動推進室が事務局になっている「広域関東圏CB推進協議会」に入会した。（注 6）

（注 1）NIKKEI NET 地域経済ニュースより。（<http://www.nikkei.co.jp/news/retto/20040728c3b2804a28.html>）

（注 2）NPO法人向けかどうかを確認できなかったため本文中には掲載していないが、村上信用金庫（新潟県）は中間支援組織である都岐沙羅（つきさら）パートナーズセンターとの協働により、2001年2月に「しんきん都岐沙羅起業家応援ローン」を開始している。

（注 3）<http://www.narachuo-shinkinbank.co.jp/npo.html>

（注 4）<http://www.narachuo-shinkinbank.co.jp/pdf/kaikei16.pdf>

（注 5）<http://www.narachuo-shinkinbank.co.jp/hana.html>

（注 6）ニッキン 2004 年 4 月 16 日号 8 ページ。

## （2）全国信用金庫協会の「コミュニティビジネス支援研究会」報告書

全国信用金庫協会は、2003 年 10 月から「コミュニティビジネス支援研究会」を開催し、2004 年 3 月に報告書を取りまとめた。この報告書は「市民事業を支える地域金融の可能性を拓く～紡ぐ事業の芽吹くうるおいのある地域創造に向けて～」として、2004 年 5 月にホームページ上で公開された。（注 7）

この報告書は、信用金庫が市民事業を支援する施策について、持続可能な地域社会作りに向けた 3S 2C 理念（社会的資本の形成（Social Capital）、社会起業家（Social Entrepreneur）、社会的責任型貸出（Social Responsible Lending）、協働（Collaboration）、協同組織（Cooperative））を前提に、以下のような視点に立っている。

- ① 単に市民事業家に対して、信用金庫の貸出商品の一つとして開発するのではなく、地域市民による地域市民のための仕事づくりとして支援する仕組みを作ること
  - －同じ思いを持った地域市民による資金を活用すること
  - －地域の固有の資源を活用すること
  - －同じ思いを持った地域市民によるガバナンスが働くようにすること
  - －これらにより、地域の課題解決に結びつき、地域社会に人と人とのつながりである「お互い様ネットワーク」が構築され、ソーシャル・キャピタルが豊かになること
- ② 信用金庫は、日々の事業活動のなかで市民事業の世界に飛び込み、行政や市民事業支援組織等との共同作業を通じて健全な市民事業を育てあげること
- ③ 信用金庫のコアビジネスである「預貸ビジネス」等の経営資源を生かすこと

そして、具体例として、以下の通りの施策を掲げている。

### ア. 貸出業務を活用したサポート

- ① 資金的支援（貸出、少人数私募債発行支援）
- ② 非資金的支援（経営支援のための社会起業家ネットワーク等の立ち上げ）
- ③ その他（市民金融組織への貸出、全国信用金庫協会による支援、信金中央金庫による業界に対する資金的支援、信用金庫のOB職員の活用）

### イ. ファンド等の仕組み金融機能を活用したサポート

（「市民事業向け投資信託」等）

### ウ. 会員制度を活用したサポート

（「市民事業支援会員」という枠組みにより、①出資配当分を再出資して、実質的な市民事業向けファンドを形成し、②市民事業の業務説明会を開催し、市民事業への会員のガバナンスを働かせる）

### エ. 預金業務を活用したサポート

（資金の目的を明確にした「市民事業支援預金」等）

この報告書の個別の記述をみると、いくつかの論点が浮かび上がる。

一つには、「市民事業支援預金」では、「市民事業説明会」等を通じて、預金者が市民事業に対してガバナンスを働かせる仕組みになっている。しかし、報告書の記述を見る限り、預金者は当該市民事業への融資について担保提供や保証を行うわけではないので、結果として預金者は市民事業についてまったくリスクをとっていないことになる。(注8) これに対し、ソーシャルファンド預金は、担保提供・保証により、預金者と市民事業の間にリンクを張る仕組みである。(その分預金者は重いリスクを負担することになる) この2種の仕組みのどちらが市民事業への資金循環を促す上で有効かが問題となる。

また、非資金的支援の仕組みである「社会起業家ネットワーク」について、報告書では「地域のNPOサポートセンターやワーカーズ・コレクティブ連合会等の市民事業支援組織が存在すれば、その組織との連携をとってすすめていくことが効率的」と述べている。(注9) ところがその後の記述は、(市民事業支援組織がないことを前提として) 信用金庫が独自で「社会起業家ネットワーク」等を立ち上げることに割かれている。しかし、市民事業を支援しようという動きが市民・企業・行政などで盛り上がりつつあることを考慮すれば、独自組織の立ち上げよりも、むしろこうした動きとの連携を重視すべきではないかとも考えられる。

しかし、この報告書全体は、現在の市民事業の発展を踏まえ、各信用金庫が市民事業支援政策の策定に活用できる内容となっている。今後は、全国信用金庫協会や信金中央金庫等の支援策とも相まって、信用金庫業界ぐるみで市民事業支援が本格化することが予想される。労働金庫としてもこのような動きを注視しつつ、臨機応変な対応をとることが求められる。

(注7) 同報告書は、[http://www.shinkin.org/outline/pdf/3\\_14.pdf](http://www.shinkin.org/outline/pdf/3_14.pdf) からダウンロードできる。

(注8) 同報告書 17～18 ページ。

(注9) 同報告書 14～15 ページ。

## 4. 信用組合

信用組合業界の取組としては、「市民バンク」の取組を取り上げないわけにはいかない。

この取組は、プレスオールターナティブ(注1)と永代信用組合(当時)との提携によって1989年に誕生した。現在は、東京都信用組合協会との提携による「東京市民バンク」と、(信用組合ではないが)西京銀行との提携による「しあわせ市民バンク」が実施されている。

市民バンクの融資条件は以下の通り。(東京市民バンクのホームページより)

融資限度額	(イ) 設備資金 700 万円以内 (ロ) 運転資金 500 万円以内 ただし、両資金合算の限度は 1,000 万円以内。
融資利率	融資実行日の長期プライムレートを適用。ただし、3 年毎見直し。
融資期間	(イ) 設備資金 10 年以内 (ロ) 運転資金 7 年以内
返済方法	毎月元利均等返済
保証人	(イ) 原則として 2 名以上の連帯保証人が必要。 (ロ) 法人については、代表者個人の他に連帯保証人が必要。 (ハ) 共同出資等の形式で運営される法人化されていない任意団体(未組織法人)については、代表者個人が債務者となり、他に原則として 2 名以上の出資者が連帯保証人となる。
物的担保	原則として物的担保は不要。

市民バンクの基本的なステップは概ね以下の通りである。

- ① 担当者によるヒアリング
- ② 作文「私の夢」、事業計画書案提出

- ③ 事業相談、事業計画書の完成
- ④ 融資申込み、融資必要書類の提出
- ⑤ 「社会性」審査（評議委員会等）、融資実行
- ⑥ 融資実行後のフォロー

これを見ると、①市民事業の黎明期から立ち上げ資金融資を行い、しかも貸し倒れがほとんどない点、②融資前後のフォローアップ体制が充実している点、③社会性審査に有識者を入れて体制を作っている点など、現在でもパイオニアとして学ぶ点が多いと考えられる。

（注1）「月刊誌プレス・オールタナティブ・ニュース」発行の他、第3世界ショップ、市民バンク、WWB／ジャパンなど、社会の問題を解決するさまざまな事業を行っている団体。

（注2）本項の記述については、「夢を育てる市民バンク」（1996年、アドア出版）および市民バンクのホームページ（<http://www.p-alt.co.jp/bank/>）、しあわせ市民バンクのホームページ（<http://www.socio.gr.jp/bank/>）を参考にした。

## 5. 「NPOバンク」

### （1）NPOバンクとは

NPOバンクとは、市民等が自主的に出資した資金を原資としてNPO等への融資を行う事業体のことである。（この種の事業体すべてが必ずしもNPOばかりに融資をしているわけではないのだが、この種の事業体を総称する一般名詞がないため、便宜的に「NPOバンク」と呼ぶ。また、NPOバンクのように、市民が自ら金融機能を担うことを「市民金融」と呼ぶことがある）

これらの組織は1994年の「未来バンク事業組合」設立に端を発するが、NPOへの社会的関心が強まる中、2002年ころから各地で設立される例が目立ち始めた。そして、2004年7月には札幌市で「NPOバンクフォーラム」が開催されるまで発展を見せている。

### （2）NPOバンクの特徴

NPOバンクの基本スキームは、①有志で出資金を出し合って民法上の組合（または中間法人等）を設立し、②（無限責任を回避するため）その資金を融資業務を行う団体に融資し、③その団体が融資を行うものである。

（注1）NPOバンクのスキームについては、第3章1の北海道NPOバンクの事例参照。

### （3）NPOバンクの現状

現在確認されているだけで、NPOバンクは以下の組織が活動中である。このうち、北海道NPOバンクには北海道労働金庫が理事・審査委員の派遣、寄付、振込手数料免除といった支援を行っている。（15ページ参照）長野県労働金庫も夢バンクの審査面を支援している。また、前述した「NPOバンクフォーラム」にも北海道労働金庫はもとより、中央、九州、協会から参加するなど、NPOバンクと労働金庫業態は全体的に密接な関係を維持している。

組織名	設立年	設立母体	融資対象	融資実績
未来バンク事業組合	1994年	環境NGO等	環境グッズ購入、NPO、エコロジー住宅等	約190件 約5億5,000万円 (2004/3)
女性・市民信用組合（WCC）設立準備会	1998年	ワーカーズコレクティブ等	神奈川県内で事業を行うNPO、ワーカーズコレクティブ等	64件 2億8,200万円 (2004/4)
北海道NPOバンク	2002年	NPO、行政、労働金庫	NPO、ワーカーズ	35件

		等	コレクティブ	5,960 万円 (2004/8)
夢バンク (長野県)	2003 年	NPO、行政、金融機関 (労働金庫含む) 等	NPO	初融資を実施 (注 3)
東京コミュニティパ ワーバンク	2003 年	生活クラブ生協等	ワーカーズコレク ティブ、NPO、市 民事業者等	2 件 (2004/7)
アーティストパワー バンク	2004 年	ロックアーティスト等	自然エネルギー事 業等	初融資実行中

(注 1) NPOバンクではないが、NPOバンクと同質の「市民銀行」として、岩手県消費者信用生活協同組合、日本共助組合を含める場合もある。

(注 2) 上の表に挙げた他、沖縄で「もあいバンク」が設立準備中。また、新潟 (新潟コミュニティバンク)、熊本、青森等でもNPOバンク設立に向けた動きがある。

(注 3) 日本経済新聞 2004 年 8 月 23 日号、21 ページ。

これら組織は未だごく小さい規模のものである。しかし、ボランティアセクターの資金循環を担おうとしている彼らの理念や、各NPOバンクが着実に実績を積み上げていることを考えれば、労働金庫としても今まで以上に協働を進める必要があるのではないかと。

具体的には、これまで実績のあるスタイル (理事の派遣、審査の支援等) に加え、①NPOバンクへの融資 (この点は全信協報告書も指摘している)、②融資管理機能等のアウトソーシング (39 ページ参照)、③ (融資前後の) NPOサポートにおける協働、④ (大型案件における) NPOバンクとの協調融資、⑤新しいスキームやサポート手法の共同開発、など、実に多様な可能性があると思われる。

#### (4) 補論：「市民型直接金融」

本項で取り上げたNPOバンクは、金融論的に位置づければ間接金融ということになるだろう。とすれば、これとの対比としては、「市民型直接金融」ということになるが、この取組も、NPOバンクと同様、各地で行われるようになってきている。

「市民型直接金融」として現在出てきているものは、以下の4種のスキームが存在する。

- ① 市民事業団体が私募債を発行して支援者から資金を調達する (市民バンクの代表的融資事例である「スピカ・麦の穂」(天然酵母のパン屋) が「パン債券」を発行した事例は有名=注 4)
- ② 風力発電などの特定のプロジェクトに対し、市民の出資を求める (「自然エネルギー市民ファンド」「グリーンエネルギー青森」「北海道グリーンファンド」など)
- ③ (中間的なものとして) NPOバンクが、特定の融資案件について (借り手以外の) 出資者に対し、出資金の担保提供を募る (未来バンクでこの種の融資実行事例がある)
- ④ 市民から出資金を集め、市民事業に (融資ではなく) 投資を行う (「大阪コミュニティファンド」「島根県民ファンド」など)

本文ではNPOの私募債発行をろうきんが支援するスキームを提案しているが、これは上記のような「市民型直接金融」を支える取り組みの一つとなることが期待される。

(注 4) 「パン債券」については、前述「夢を育てる市民バンク」215～216 ページを参照。

## 5. 行政の動き

### (1) 自治体の市民事業向け融資

自治体による市民事業向け融資（NPO法人が利用できるもの）としては以下のものがある。（一覧性を確保するため、本文で述べたものも掲載している）

自治体名(制度名)	対 象	使 途	限度額	金利（年）	労金の 参画
青森県（コミュニティビジネス推進資金融資）	県内でコミュニティビジネスを行うか創業予定の事業者で、認定委員会の認定を受けたもの	開業資金 事業資金	300万円	2.0%	なし
山形県（雇用創出NPO支援資金融資）	県内に事務所を有するNPO法人	運転資金 設備資金	300万円	1.7%	あり
栃木県（NPO活動基盤サポート融資制度）	県知事が認証しているNPO法人（3年以上の業歴等、条件あり）	運転資金 事業拡大資金	運転：300万円 拡大：2,000万円	運転：1.7% 拡大：1.9%	なし
群馬県（NPO活動支援整備基金）	県内に事務所をおくNPO法人	設備資金	2,000万円（注1） 500万円	1.9%以内	あり
長野県（NPO活動振興資金融資）	県内に事務所を有するNPO法人	運転資金 設備資金	500万円	1.5%	あり
富山県（新産業・ベンチャー創出支援資金（地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援枠）	県内でコミュニティビジネスを行うか行う予定で、市町村等の認定を受けたNPO法人、中小企業、個人、グループ等。	運転資金 設備資金 （開業資金）	2,000万円	1.65%	なし
福井県（産業活性化支援基金（地域助け合いビジネス支援分）	地域が抱える問題を、地域の住民や生活者の視点に立って、ビジネス（有償）として継続的に取り組む中小企業や地域グループ、NPO法人など	運転資金 設備資金	1億5,000万円 （うち運転資金 8,000万円）	1.65% （保証付き 1.30%）	なし
滋賀県（介護サービス事業者運営資金貸付金）	介護サービスを行うNPO法人	開業資金	300万円（注2）	2.2%	なし
大阪府（コミュニティ・ビジネス創出支援融資）	府の公募に応じ、申込資格ありと認められたNPO法人	開業資金 運転資金 設備資金	400万円	1.95%	あり
兵庫県（NPO活動応援貸付制度）	県内に事務所を置き、1年以上活動しているNPO法人またはそれに準ずる団体	運転資金 設備資金	300万円	1.5%	なし
山口県（NPO法人サポート融資）	県内に事務所を置くNPO法人（県税の滞納がないことなどの要件あり）	設備資金	1,000万円	2.1%（発足当時）	あり
札幌市（さっぽろ	NPO、ワーカーズコ	開業資金	開業：500万円	2.0%	あり

元気NPOサポートローン)	レクティブ等(原則として法人格と3年以上の業歴が必要)	運転資金 設備資金	運転：500万円 設備：5,000万円 (無担保500万円)		
今市市(高齢者福祉施設整備資金貸付)	市内で高齢者福祉施設を運営しようとするNPO法人等	開業資金 設備資金	100万円	無利子	なし
今市市(介護サービス事業者運営資金貸付)	新規または新しい種類の介護保険サービスを実施するNPO法人	開業資金	開業後2ヶ月以内の介護保険報酬見込み額×0.9	無利子	なし
流山市(市民福祉活動事業運営資金貸付)	市内に事務所があり、市内で市民福祉活動を行うNPO(任意団体を含む)	事業拡大資金 (注3)	500万円	長期プライムレート×0.5	なし
杉並区(NPO等介護保険事業者資金貸付)	NPO等(介護保険事業を行い、継続することが条件)	事業設立資金 運転資金	設立：300万円 運転：700万円	無利子	なし
国立市(中小企業事業資金・緊急事業資金融資) (注4)	NPO法人、中小企業、農業者、個人事業主	運転資金 設備資金 店舗改造資金 緊急事業資金	運転：500万円 設備：700万円 改造：200万円 緊急：100万円	運転：0.9% 設備：1.0% 改造：0.45%	なし
横浜市(NPO福祉保健サービス拠点支援事業) (注5)	市内に福祉保健サービス拠点を整備するNPO法人(原則3年以上の業歴が必要)	設備資金 (注5)	2000万円	無利子	なし
京都市(助成金等内定者資金融資)	芸術家、NPO法人を含む芸術活動団体(市内に活動拠点があるか、市内で行う事業)	つなぎ資金 (注6)	300万円(助成金の内定額内)	無利子	なし
広島市(NPO活動支援融資)	市内に事務所を有するNPO法人(所轄庁への報告書の提出を怠っていない等の条件あり)	運転資金 設備資金	500万円	有担保：1.7% 無担保：2.2%	あり

また、宮城県では、NPO向け提携融資について、当該地域の労働金庫と協議が進んでいる。

その他、三鷹市(東京都)では、2004年度に「NPO事業資金貸付金利子補給事業」を開始した。この事業は、NPOが多摩中央信用金庫の「NPO事業支援ローン」を利用した際、0.6%相当分を補給するものである。

(注1) 知事の特認を受けた場合に融資限度額が拡大される。

(注2) 事業開始3月間に必要となる人件費および管理費の8割。

(注3) 市民福祉活動であって、補助事業の認可を受けるか、市民福祉の向上に資すると市長が認めたものに限る。

(注4) 国立市の制度において、「店舗改造資金」とは障害者向け店舗改造のための誘導板・段差改良等の資金であり、「緊急事業資金」とは給与支払、手形決済等の資金。また、国立市の制度における金利は、市による利子補給分を控除後のもの。(運転資金の場合は48ヶ月以内償還が条件で、60ヶ月以内償還の場合は実質1.0%)

(注5) 横浜市の制度の募集期間は2004年5月25日～6月10日。資金使途は、公益的な福祉保健サービスを提供する拠点の整備(工事費、建物購入費、設備備品整備費)。

(注6) 京都市が定める助成団体からの助成金などが内定している事業。



(注7) 本表は、小関隆志氏(明治大学)の資料、各自治体のホームページ等から作成した。

## (2) コミュニティ・ファンド

政府は「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日・地域再生本部決定)において、地域再生の実現に向けた取り組みにおける「政策金融等の利便性の向上」策の一つとして、「コミュニティ・ファンドの形成支援」を打ち出している。

ここでいうコミュニティ・ファンドとは、①地方公共団体がコミュニティ・サービス事業(以下CS事業)(注8)等を支援するために出資または貸付を行い、②これに地域住民・地域企業等の出資を加え、③公益法人等を受け皿にしてファンドを形成し、④CS事業者等への投融資や、CS事業者等への民間金融機関の融資に対する債務保証等を行うものである。(注9)地方公共団体が上記①の出資または貸付のための財源として地方債を発行する場合、目的を明確にして広く住民に販売する、いわゆる住民参加型ミニ市場公募債(注10)の形態をとることも可能である。その結果、地域住民の資金が地方公共団体→コミュニティ・ファンド→CB事業者と流れて地域の問題解決に活用される。これにより、地域内での良質な資金循環が形成されることになるのである。(注11)

総務省は、上記の「コミュニティ・ファンドの形成支援」の具体策として、2004年4月20日、「コミュニティ・ファンド形成事業等に係る出資債の取り扱いについて」を通知した。この通知は、地方公共団体が上記①の出資または貸付のための財源として地方債を発行する場合、その償還利子の一部(50%)を地方交付税に算入する形で地方公共団体に戻し入れることで、地方公共団体の財政負担を軽減するものである。

現在のところ、この仕組みを直接使用したコミュニティファンドは確認できていない。しかし、市民事業やベンチャー企業を支援するために官民で設立されるファンドは、「いばらきベンチャー企業育成ファンド」「元気とやま中小企業総合支援ファンド」など、各地に誕生しつつある。中でも、「元気とやま中小企業総合支援ファンド」は県の制度融資によるNPO融資に債務保証を行うものである。このように、コミュニティファンドがNPO融資の債務保証を行うことは、労働金庫にとっても融資を一段と円滑にするものであり、積極的に活用することが必要である。

(注8) ここで、「CB事業」とは、「地域住民のニーズに対応したサービス等を廉価で継続的に提供し、自らの利益の追求よりも地域課題の解決を目的とする事業」をいい、ほぼ市民事業(コミュニティビジネス)と同義とみなして差し支えないと思われる。

(注9) したがって、NPOバンクに地方公共団体が出資した場合は上記の要件を満たすので、北海道NPOバンクはコミュニティ・ファンドでもあるということになる。しかし、「コミュニティ・ファンド」と呼ばれるものの実態はかなり幅が広く、助成を行うものや、投融資の対象にベンチャー企業を含むものもある。また、地域ぐるみで学校運営の資金作りを行う取り組みを「コミュニティ・ファンド」という場合もある。

(注10) 住民参加型ミニ市場公募債を指して、「コミュニティ・ボンド」ということがある。「コミュニティ・ボンド」とは、1970年代の自治省モデルコミュニティ事業を起源とし、コミュニティ施設を整備するために債券を発行し、住民の購入を募るものである。ただし、市民事業者が発行する私募債や、コミュニティ内での人と人の絆自体を「コミュニティ・ボンド」という場合もあり、多義的に使用されているのは、「コミュニティ・ファンド」と同様である。

(注11) この部分の記述には、ニッキン2004年5月28日付記事を参考にした。